

# 第8回 美郷町農業委員会議事録

開催年月日 令和4年8月30日

出席者	1. 若杉伸児    2. 森田正春    3. 藤田博文    4. 田野敏広 5. 中田辰美    6. 林田寿利    7. 柳田隆喜    8. 甲斐奉文 9. 黒木謙志    10. 菊池勇夫    11. 富井保徳 <del>12. 黒木良昭</del> 13. 藤本政嗣    14. 中谷茂己
議事録署名人      3番 藤田 博文 委員      4番 田野 敏広 委員	
開催時間      開会 AM 10:00 ~ 閉会	
発言者	内 容
局長	ご起立をお願いします。 ただ今から、令和4年第8回美郷町農業委員会総会を開会いたします。 一同、礼。 お座りください。 本日は、12番黒木良昭委員より欠席届が出ております。只今の出席委員は13名であります。よって本日の総会は成立いたします。会長挨拶の後、美郷町農業委員会規則によりまして、会長が議長となり議事進行を行います。 それでは会長、よろしく願いいたします。
議長	<挨拶>  それでは日程表に従いまして、令和4年第8回総会を進行していきます。 日程第1、本日の議事録署名委員の指名をいたします。3番 藤田博文委員、4番 田野敏広委員、よろしく願いいたします。 続いて日程第2、会期の日程は、令和4年8月30日、本日1日といたしますがよろしいですか。  <異議なし>  異議なしと認め、会期は本日1日と決定します。 それでは日程第3、議案審議に移ります。 議案第25号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の提案理由説明を求めます。
局長	2ページをお開きください。議案第25号、農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定による所有権移転及び賃貸借の許可申請があった

ので、承認を求める。令和4年8月30日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。  
次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号 93 番から 97 番までの 5  
件となっております。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

4 ページをお開きください。受付番号は 93 番です。申請人の譲受人が、日向市の  
53 歳の方。譲渡人が、日向市の不在者財産管理人 78 歳であります。譲渡人欄  
に不在者と不在者財産管理人の名前がありますが、両名は親戚関係にあり、不在  
者財産管理人と譲受人は親子になることから、譲渡人の不在者と譲受人はイトコ  
の関係になると聞いております。本件は、裁判所に不在者財産管理人の申し立て  
を行い、裁判所から許可されている案件になります。申請地は、南郷上渡川の田  
畑 15 筆、9,011 m<sup>2</sup>であります。申請理由は、売買による所有権移転。利用計画は  
記載のとおりです。契約内容は申請書明細のとおりですが、対価については土地  
の評価額に基づき、裁判所が決定した金額になります。譲受人の経営ですが、自  
作地・借入地ともに 0 m<sup>2</sup>。家畜はありません。家族総数 2 名の労力 2 名となっ  
ております。5 ページが地籍集成図になります。今後は譲受人が管理し、貸出しす  
ると聞いております。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、  
許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

若杉委員

1 番、若杉です。譲渡人と譲受人の 3 名は私も知っているのですが、しかし不  
在者財産管理人になっていたことは知りませんでしたので、その件と単価につい  
ては事務局の説明のとおりであります。譲受人に電話で確認したのですが、譲受  
人は学校を卒業すると同時に日向に出たので、農地のことはまったく知りませ  
んでした。今回このような形で登記をすることを父親から聞いたそうです。申請地  
で利用計画が水稻の 3 筆については、譲受人のイトコの方が米を作っており、今  
後も作りますということでした。残りの農地についても、地元の方に斡旋してほ  
しいと言っておりましたので、私の方も気を付けておきたいと思えます。以上の  
点から複雑ではありますが、問題ないと思われれます。ご審議よろしくお願いま  
す。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 93 番について質疑のある方  
は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 93 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。  
続きまして、受付番号 94 番の説明をお願いします。

事務局員

6 ページをお開きください。受付番号は 94 番です。申請人の譲受人は、美郷町北郷黒木の 42 歳の方。譲渡人は、美郷町北郷黒木の 65 歳の方です。親子間の生前贈与になります。申請地が、北郷黒木の田畑 10 筆、5,232 m<sup>2</sup>であります。申請理由は、贈与による所有権移転。利用計画は記載のとおりです。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地・借入地ともに 0 m<sup>2</sup>。家畜はありません。家族総数 2 名の労力 2 名となっております。7 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

柳田委員

7 番、柳田です。先ほどの説明のとおり親子間の贈与になります。特段問題はないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 94 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 94 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。  
続きまして、受付番号 95 番の説明をお願いします。

事務局員

8 ページをお開きください。受付番号は 95 番です。申請人の譲受人が、美郷町北郷宇納間の 70 歳の方。譲渡人が、延岡市の方になります。申請地は、北郷黒木字トウノ原、畑 1 筆、339 m<sup>2</sup>であります。申請理由は売買による所有権移転。利用計画は現状農業用倉庫が建ってしまして、農業用施設用地として利用するということです。契約内容は申請書明細のとおりですが、単価については、申請地以外の土地の造成工事をした分もあわせての金額だそうです。譲受人の経営ですが、自作地・借入地あわせて 9,455 m<sup>2</sup>。家畜はありません。家族総数 3 名の労力 3 名となっております。9 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

柳田委員 7 番、柳田です。譲受人と譲渡人は親戚関係になります。譲渡人は現在延岡市に在住しており、農地のほとんどは譲受人が管理しているということです。譲受人は木炭業を営んでおり、今回の申請地にある農業用倉庫を用いて資材等を管理するということです。特段問題はないと思われまますので、ご審議よろしくお願ひします。

議長 説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 95 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 95 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 96 番の説明をお願いします。

事務局員 10 ページをお開きください。受付番号は 96 番です。申請人の譲受人が、延岡市の方。譲渡人が、延岡市の 69 歳の方です。後ほど報告案件で説明しますが、この案件に関連がある合意解約が出ております。元々譲受人の父親が契約し耕作していましたが、お亡くなりになったため、譲受人を息子さんに変更するというこゝとで申請を受付けております。申請地は、北郷黒木字小原、田 8 筆、7,524 m<sup>2</sup>であります。申請理由は、貸借権の設定。利用計画は自然薯です。契約内容は、申請書明細のとおりですが、契約期間が 2 年になっているのは、前の耕作者が 2 年程耕作困難な状況にあり、対価の支払いが滞っていた為、契約期間を短くしその都度更新するという形を取ってます。単価も以前のものを見直した金額となっております。譲受人の経営ですが、借入地がこの他に 6,470 m<sup>2</sup>あります。家畜はありません。家族総数 1 名の労力 1 名となっております。11 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長 地区担当委員の説明をお願いします。

柳田委員 7 番、柳田です。ただ今の事務局の説明のとおりです。譲渡人は北郷出身で現在延岡市に住んでいますが、他に管理する親族もいないため、荒らさない為に使っていただきたいという話でした。地籍集成図を見てわかるように、整備されたまとまった土地であるため、問題ないと思われまます。ご審議よろしくお願ひします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 96 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 96 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 97 番の説明をお願いします。

事務局員

12 ページをお開きください。受付番号は 97 番です。申請人の譲受人が、美郷町北郷宇納間の 53 歳の方。譲渡人が、美郷町北郷宇納間の 78 歳の方です。本申請についても、後ほど合意解約の報告をさせていただきますが、現在他の方が耕作しています。譲受人が I ターン者であり、譲渡人に相談があったことで今回の契約に至ったということでもあります。申請地は、北郷宇納間字向宇納間と細宇納間、田 3 筆、4,204 m<sup>2</sup>であります。申請理由は、賃借権の設定。利用計画は水稻です。契約内容は申請書明細のとおりです。譲受人の経営ですが、自作地・借入地ともに 0 m<sup>2</sup>ですが、今回の借受面積が 3 反を超えますので、下限面積はクリアとなります。家畜はありません。家族総数 2 名の労力 2 名となっております。13 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

菊池委員

10 番、菊池です。譲受人は高齢で農地の管理ができなくなり、他の方と賃貸借契約を結んでいたんですが、他の方ももうやれなくなったそうです。たまたま譲渡人の隣に住んでいる譲受人から、農業がやりたいと相談があったことから今回の申請になったということです。譲受人は I ターン者で、今炭焼きをしています。米作りも大変興味があったそうです。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 97 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 97 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。  
続きまして、報告第 9 号、農地の賃貸借合意解約書について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

14 ページをお開きください。報告第 9 号、農地の賃貸借合意解約書について。農地の賃貸借合意解約書の提出があったので報告する。令和 4 年 8 月 30 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

15 ページをお開きください。先程 97 番で承認いただきました案件の関連になります。北郷宇納間の田 4 筆について、農地法第 3 条で賃貸借契約がなされておりましたが、令和 4 年 8 月 1 日をもって合意解約が成立しました。土地の引渡しについては令和 4 年 10 月 31 日で、本年度までは耕作していただくことになっています。

16 ページをお開きください。こちらは受付番号 96 番で承認いただきました案件の関連になります。北郷黒木の田 4 筆について、賃借人の方が亡くなったため、一旦農地法第 3 条の契約を解約し、先程承認いただきました 96 番の契約で耕作を開始するという事です。本 2 件の合意解約については、農地法の要件を満たしているため届出を受理しましたので報告いたします。以上です。

それでは以上で、すべての審議を終了いたします。

局長

ご起立をお願いいたします。

以上を持ちまして、令和 4 年第 8 回美郷町農業委員会総会を終了いたします。  
一同、礼。

本会議の次第は議事録と相違ないことを証するためここに署名する。

美郷町農業委員会 会長 林田 寿利

美郷町農業委員会 委員 藤田 博文

美郷町農業委員会 委員 田野 敏広

